

質疑応答書

令和7年8月18日

入札件名 佐野市緊急通報サービス業務委託（単価契約）

質 問 事 項	回 答
【仕様書】9. 受託者所有機の規格について ②携帯型緊急通報装置 ・携帯型緊急通報装置とは、機器本体が持ち運び可能であり、緊急時に利用者が居室内のどこからでも通報し、手に持っている本体を通じて会話をすることができる機器を必ず設置しなければならないという認識でよいでしょうか。	・ご認識のとおりです。

（注）

- ・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。